

## 高知県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定

高知県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報に関する業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

### 1. 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署は、付表1のとおりとする。

### 2. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

第1項に示す発表作業担当部署は、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて土砂災害警戒情報に関する業務を行うものとし、相互の連絡が確実に実施できるよう実施要領に定めるものとする。

### 3. 土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等

第1項に示す発表作業担当部署間の資料の交換は、オンラインで接続された情報処理システムを用いるものとし、交換する資料の種類は実施要領に定めるものとする。

### 4. 土砂災害警戒情報に関する作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作業の開始及び終了については、実施要領に定めるものとする。

### 5. 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、実施要領に定めるものとする。

### 6. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、第1項に示す発表作業担当部署が共同して発表するものとし、発表形式等については、実施要領に定めるものとする。

### 7. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達先及び伝達方法は実施要領に定めるものとする。

### 8. 情報処理システム等障害時の措置

第3項に示す情報処理システム等の障害時における土砂災害警戒情報の作業の要領については、実施要領に定めるものとする。

## 9. その他

土砂災害警戒情報に関する業務の実施に関し、本協定の内容を変更する必要がある場合、または、本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

### 附則

1. 本協定は、平成19年6月1日締結し、同日から実施する。
2. 本協定は、平成25年8月30日一部改正し、同日から実施する。
3. 本協定は、平成27年4月1日一部改正し、同日から実施する。

平成27年4月1日

高知県知事

気象庁長官

付表1 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

| 発表対象地域（市町村） | 発表作業担当部署             |
|-------------|----------------------|
| 高知県内全市町村    | 高知県土木部<br>気象庁高知地方気象台 |